

習志野市RPAツール導入に係る実証支援業務プロポーザル実施要項

1. 募集の目的

地方自治体では、人口増加を前提とした旧来の思考から脱却し、人口減少、少子超高齢化社会への対応が求められている。

本市においても、持続可能な行財政運営への転換を目指す中で、事務の効率化、人的資源の適正な配分を図る一つの手法として、RPAの導入を検討しているところである。

習志野市RPAツール導入に係る実証支援業務(以下「本業務」という。)は、受託者の専門的な知見や経験に基づく具体的助言や技術的支援を得ながら、本市にとって最適なRPAツールを導入し、同ツールを効果的に活用するためにその効果検証を図るための支援を目的とするものである。

本プロポーザルは、提出書類及びプレゼンテーション等の内容について、技術力、経験・実績、見積額などを総合的に評価し、最も高い評価を得た者を第1位契約先候補者として選定するため実施するものである。

ただし、参加者がいない場合又は参加者の中に適格者がいない場合は、第1位契約先候補者を選定しない場合もある。

2. 業務概要

- (1) 業務名 習志野市RPAツール導入に係る実証支援業務委託
- (2) 業務場所 習志野市庁舎
- (3) 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日
- (4) 業務委託内容 別紙「習志野市RPAツール導入に係る実証支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

3. スケジュール

項目	日程(予定)	備考
質問受付期間	5月28日(火)午後5時まで	
質問に対する回答	5月31日(金)	
参加申込、提案書提出期限	6月14日(金)午後5時まで	
プレゼンテーション	6月21日(金)～25日(火)いずれか1日	参加が必須条件
審査結果の公表	6月27日(木)	
RPAツール実証運用開始	8月1日(木)～	

4. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、本市は必要に応じ調査確認を行うものとする。

- (1)平成 30・31 年度の習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されている者のうち、大分類「情報処理」に業種登録申請をしているものであること。
- (2)公開の日から契約締結までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (3)千葉県又は隣接する県に本店又は営業所等を有する者であること。
- (4)ISMS／ISO27001 もしくは、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (5)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であって、次の事項に該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の審査終了日前 6 か月以内に手形、小切手にて不渡りを起こした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- (6)RPAツールを自社で開発している、又はRPAツールの販売代理店等に指定されているなど、RPAツールの取扱いが可能な者であること。
- (7)国や地方自治体、民間企業等におけるRPAツールの導入・活用支援業務に携わった実績を有する者であること。

5. 上限額

3, 592, 000円

※本事業の契約に係る上限額（税込）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

なお、本事業に係る支払方法は、開発に係る経費は8月末に支払いをし、保守に係る経費は毎月の支払いとする。

6. 参加表明書及び関係書類の受付

(1)受付期間

令和元年 6 月 3 日（月）～令和元年 6 月 14 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類

- ①参加表明書(様式2)
- ②RPAツール請負実績報告書(様式3)
(契約書等の写しを添付のこと)
- ③企画提案書(様式任意)
- ④経費見積書(様式4)
- ⑤ISMS/ISO27001 もしくは、一般社団法人 日本情報経済社会進出協会の定めるプライバシーマークいずれかの認証取得証の写し
追加提案等も含めた経費見積書の記載金額が、予算額を超過した場合は失格となる。

(3) 企画提案書作成上の注意

- ①仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。なお、その際は下記の事項について重点的に説明すること。
 - ・仕様書記載の業務に対する処理能力
 - ・RPAツールの扱いやすさ・わかりやすさ
 - ・事務処理能力の正確性
 - ・汎用性があるか
 - ・シナリオ作成支援の詳細
 - ・早急な対応ができるか
 - ・その他の追加提案
- ②用紙の大きさは、原則、日本産業規格A4判とし、20 ページ以内(表紙、目次は除く)で日本語、横書き、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載すること。
- ③必要に応じてA3判用紙を用いることを可とするが、企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。なお、A3判用紙1枚はA4判用紙2枚として換算する。
- ④表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」及び連絡先を記載すること。なお、そのうち1部(正本)については、代表者印を押印すること。
- ⑤次年度以降の保守に係る金額を記載すること(ライセンス使用料含む)。なお、契約形態が複数種類ある場合はその旨記載し、それぞれの金額を明記しておくこと。

(4) 提出先

習志野市 政策経営部 財政課

所在地 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1

TEL 047-453-9221

FAX 047-453-9313

E-mail keiei@city.narashino.lg.jp

(5) 提出方法

持参のみとする。

(6) 提出部数

各正本 1 部、副本 9 部。副本は複写可とする。

※副本は社名が特定できるものは除くこと。

(7) その他要件

- ① 提出できる提案は、1 参加者につき 1 件までとする。
- ② 提案の実施に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ③ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等については、本市庁内でコピーし、配布する場合があるものとする。ただし、参加者に無断で他者に配布することはしない。
- ⑤ 提出書類は市の公文書として保管し、情報公開の請求により開示することがある。ただし、正当な利益が害されるおそれがあると本市が認めた箇所については公表しない。

7. 質問書の受付

募集要項等の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期間: 令和元年 5 月 22 日(水)～令和元年 5 月 28 日(火)午後 5 時まで
- (2) 提出方法: 質問書(様式 1)を作成のうえ、担当課へ E メールにより提出するものとする。
件名は「RPA ツール導入質問書」とする。電話や担当課窓口、郵送、FAX による質問・問い合わせには応じない。また、審査に関わる質問には応じない。
- (3) 質問に対する回答: 上記の質問に対する回答については、令和元年 5 月 31 日(金)までに、習志野市ホームページで公開する。

8. 提案の評価及び選定

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、下記のとおりプレゼンテーションを行う。

① 実施日時(予定)

令和元年 6 月 21 日(金)から令和元年 6 月 25 日(火)のいずれか 1 日の午前または午後(詳細は別途通知)とする。また、プロポーザルの関係書類提出時に、プレゼンテーションにかかる第 1～4 候補日と午前・午後の希望を明記した書面を持参し、申し込みを行う(様式は問わない)。

② 実施場所(予定)

習志野市役所庁舎 5 階会議室等

③ 実施方法

・各事業者がノートパソコンを持参のうえ、市庁舎 5 階会議室等でプレゼンテーションを行うこととする。なお、プロジェクト、スクリーン、接続ケーブル(VGA ケーブル)は本

市にて用意する。

- ・プレゼンテーションは、NEC製子ども子育て支援システムを想定したシステムによる実演を含めたものとする。
- ・企画提案書にかかる1者あたりの説明時間は20分、質疑の時間は20分を予定している。(詳細は別途通知)また、説明等は企画提案書の記載内容を逸脱しないものとする。

(2) 審査について

習志野市RPAツール導入業者選定委員8名が企画提案書の審査を行い、下記の手続きにより、契約先候補者を選定する。

①参加資格確認

参加資格及び条件等の確認

②提案内容審査

企画提案書、プレゼンテーションの内容と評価表を用いて評価し、点数を集計した結果、最高評価点となった者を第1位契約先候補者とし、次点となった者を第2位契約先候補者とする。最高評価点獲得者が複数あるときは、該当者のうち「No.5. 経費見積金額」の点数の最も高い者を第1位契約先候補者とする。「No.5. 経費見積金額」の点数も同じ者が複数あるときはくじ引きにより第1位契約先候補者を決定する。

③審査の結果、一定の基準に満たない場合は、契約先候補者として選定しない場合がある。

④本プロポーザル参加手続後、参加を辞退する場合には、辞退届(様式5)を提出すること。

⑤審査の基準

審査は、次の項目を審査し総合的に判断する。

No.	評価項目	配点
1	基本的事項	10点
2	RPAツールの機能性・操作性・汎用性	50点
3	運用実績	5点
4	追加提案(他課業務への導入についての提案等)	10点
5	経費見積金額	25点
合計		100点

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 資格要件を満たさない者が提案書を提出したとき。
- (2) 提案書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案書の提出方法、提出期限、様式の枚数制限を守らないとき。
- (4) 委託限度額を超える受託予定額を提案したとき。

(5)その他選定委員会が不適格と認めたとき。

10. 選定及び結果の通知

選定の結果については、第1位契約先候補者名と参加者(社名非公開)の合計点数のみを令和元年6月27日(木)に、本市のホームページで公開する。

なお、電話等による問い合わせは受け付けないものとする。

11. 契約について

(1)市は、最も評価の高い業者をRPAツール導入業務の第1位契約先候補者として、契約締結交渉を行う。

(2)第1位契約先候補者が辞退した場合、または市と契約締結交渉が不調となった場合は次順位契約先候補者と契約締結交渉を行う。

12. 問い合わせ先(事務局)

習志野市 政策経営部 財政課

所在地 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2-1-1

TEL 047-453-9221

FAX 047-453-9313

E-mail keiei@city.narashino.lg.jp